

韓国の輸入規制措置の概要 (平成25年3月20日時点)

1. 輸入規制措置の概要

韓国は、日本から輸出されるすべての食品等について、日本の政府機関が発行する証明書を求めるとともに、一部の地域の品目には輸入停止措置を講じています。

(1) 輸入停止措置の対象品目

地域	品目
青森	きのこ類、マダラ
岩手	きのこ類、こしあぶら、ぜんまい、わらび、せり、たけのこ、大豆、そば、スズキ、マダラ、イワナ、ウグイ、クロダイ
福島	ほうれんそう、かきな等、かぶ、梅、ゆず、栗、キウイフルーツ、小豆、大豆、米、原乳、きのこ類、たけのこ、くさそてつ、わさび、たらのめ、こしあぶら、ぜんまい、わらび、イカナゴ、ヤマメ、ウグイ、アユ、イワナ、コイ、フナ、アイナメ、アカガレイ、アカシタビラメ、イシガレイ、ウスメバル、ウミタナゴ、エゾイソアイナメ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケソウダラ、スズキ、ニベ、ヌマガレイ、ババガレイ、ヒガンフグ、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、マアナゴ、マガレイ、マコガレイ、マゴチ、マダラ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ビノスガイ、キタムラサキウニ、マツカワ、ナガヅカ、ホシザメ、ウナギ、サヨリ、飼料
宮城	きのこ類、たけのこ、くさそてつ、こしあぶら、ぜんまい、大豆、そば、米、スズキ、ウグイ、ヤマメ、マダラ、ヒガンフグ、イワナ、ヒラメ、クロダイ
群馬	ほうれんそう、かきな、きのこ類、茶、ヤマメ、イワナ、飼料
栃木	ほうれんそう、かきな、栗、きのこ類、たけのこ、くさそてつ、さんしょう、こしあぶら、茶、たらのめ、ぜんまい、わらび、ウグイ、イワナ、ヤマメ、飼料
埼玉	きのこ類
茨城	ほうれんそう、かきな等、パセリ、きのこ類、たけのこ、こしあぶら、茶、原乳、メバル、スズキ、ニベ、ヒラメ、アメリカナマズ、フナ、ウナギ、コモンカスベ、イシガレイ、マダラ、飼料
千葉	ほうれんそう、かきな等、きのこ類、たけのこ、茶、ギンブナ
神奈川	茶
山梨	きのこ類
長野	きのこ類
静岡	きのこ類

(2) 証明対象・内容

	地 域	品 目	規制内容
1	4 7 都道府県	全ての食品	〈日付証明〉(平成 23 年 3 月 11 日より前に生産・加工されたことの証明)
2	13 都県(福島、宮城、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡)	水産物及び輸入停止対象品目以外の食品	〈放射性物質検査証明〉(韓国の放射性物質基準に適合することの証明)
3	16 都道県(福島、北海道、青森、岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島)	水産物	
4	上記 13 都県以外	水産物以外の食品	〈産地証明〉(上記区分 2 又は 3 に該当しないことの証明)
5	上記 16 都県以外	水産物	

(参考) 韓国の放射性物質基準

(Bq/kg, L)

核 種	対象食品	基準値
ヨウ素 (^{131}I)	乳幼児食品	100
	乳及び乳加工品	100
	その他食品	300
セシウム ($^{134}\text{Cs} + ^{137}\text{Cs}$)	牛乳、乳児用食品	50
	飲料水	10
	一般食品	100

2. 留意事項

韓国食品医薬品安全庁から「少しでも放射性ヨウ素又はセシウムが検出された食品については、輸入業者に対してプルトニウムやストロンチウムの検査を追加で実施するように指示している。」旨の説明があり、十分な注意が求められます(水産物は除く)。